



## 税務情報

### 金融庁及び国税庁からの公表情報

#### 1. 金融庁 — 恒久的施設(PE)に係る「参考事例集」の改訂版を公表

金融庁は4月1日、恒久的施設(PE)に係る「参考事例集」の改訂版(3月29日付)を以下のウェブサイトに公表しました。

##### ■ [恒久的施設\(PE\)に係る「参考事例集」の一部改訂について](#)

この「参考事例集」は、2008年度税制改正において独立代理人の規定が導入されたことを受け、国外ファンドと投資一任契約を締結し特定の投資活動を行う国内の投資運用業者が独立代理人に該当するかどうかの判定について、関係当局(財務省及び国税庁)との協議を経て、2008年6月27日に公表されたものです。

2018年度税制改正により、独立代理人の範囲から、専ら又は主として特殊関係者(50%超の資本関係を有する者等)に代わって行動する者が除かれました。

この改正を踏まえ、改訂版では、事例5において以下の点が明らかにされています。

- 国外ファンドの国外業務執行組合員(GP)が国内の投資運用業者と投資一任契約を締結した場合、組合契約事業の共同事業性から、その国外ファンドの構成員ごとに、国内に代理人PEを持つかどうかの判定を行うことになる。
- 国外ファンドのGPが国内の投資運用業者の特殊関係者である場合、独立代理人の要件を検討するにあたっては、国内の投資運用業者と国外ファンドの各構成員との間において、その投資運用業者が「専ら又は主として」特殊関係者であるGPに代わって行動しているといえるかどうか検討するのが適当である。
- 国内の投資運用業者の取引のうち、GP以外の国外ファンドの構成員(特殊関係者に該当しない)に係る契約の売上が、投資運用業者の代理人としての契約の全売上の10%以上である場合には、その投資運用業者は「専ら又は主として」特殊関係者であるGPに代わって行動していることにはならない。
- 売上比率の判定にあたっては、各構成員の国外ファンドへの出資割合を用いることが適当である。

上記のほか、事例6(日本の税法上法人として取り扱われる海外ファンドと国内の投資運用業者が投資一任契約を締結した場合の独立代理人該当性の判定に関する事例)が新たに追加されています。

なお、この「参考事例集」は英語版も公表されており、4月1日、以下のウェブサイトに改訂版が掲載されました。

- [Partial revision of the “Reference Cases” regarding the “Independent Agent Exemption” of fund managers](#)

## 2. 国税庁 — 「総額表示義務の特例措置に関する事例集」の改訂版等を公表

消費税法上、対消費者取引を行う事業者に対しては税込価格を表示することが義務付けられています(総額表示義務規定)が、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(消費税転嫁対策特別措置法)において、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)が講じられていることを要件に、2013年10月1日から2021年3月31日までの間、総額表示義務規定を停止する特例措置が設けられています。

2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に軽減税率制度が導入されることを踏まえ、国税庁は4月1日、以下の通達を3月29日付で改正するとともに、「総額表示義務の特例措置に関する事例集」の改訂版を公表しました。

- [「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の取扱い及び課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置の取扱いについて」の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)(PDF 286KB)
- [総額表示義務の特例措置に関する事例集\(税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例\)\(平成27年4月\)\(平成31年3月改訂\)](#)(PDF 699KB)

この事例集は、総額表示義務の特例措置の適用を受ける事業者が、誤認防止措置としてどのような価格表示等ができるのかにつき、図を用いた具体的事例やFAQを通して紹介するものですが、軽減税率制度の実施に伴う価格表示に関するFAQ(問5)が追加される等の改訂が行われています。

なお、誤認防止措置の考え方については、財務省が公表している消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン「[総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方](#)」において示されていますが、このガイドラインも3月29日付で改正されています。

### KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.